

平成 25 年 10 月 11 日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

日本未熟児新生児学会

理事長 戸井創

産科医療補償制度の対象拡大に関する要望について

平素は、新生児医療に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、日本医療機能評価機構の産科医療補償制度運営委員会で、本制度の見直しに向けて議論が進んでいるようですが、新生児医療を担当する専門家集団として、本制度の益々の充実のために、補償範囲の拡大、特に早産児への適応の拡大を要望します。その理由は次の通りです。

周産期医療の進歩により、早産児の死亡率および脳性麻痺の発生率は減少しました。これは、従来は児の種々の臓器機能の未熟性のために防ぐことができなかった死亡あるいは脳性麻痺の発生が防げるようになったためです。すなわち、早産児であることだけが原因で脳性麻痺が発生する状況を回避できるレベルまで、わが国の周産期医療が進歩したと言えます。したがって、早産児に認める脳性麻痺も、正期産児の脳性麻痺の発症機序と大きな違いを認めなくなっています。

しかるに、現在の産科医療補償制度で規定されている、在胎期間および出生体重による補償対象の限定は、周産期医療が進歩した実態と合わなくなっています。今回の制度の見直しを機会に、是非周産期医療の実態に即した制度にして頂きたく、ここに要望させて頂きます。